

「(仮称) 堺あったかぬくもりプラン4」(第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社協地域福祉総合推進計画)の概要(案)

第1章 計画の策定にあたって

【計画策定の背景と目的】

- ◆ だれもが【ふ】だんの【く】らしの【し】あわせを実現できるように、→ 堺市の「福祉」の位置づけ
- ◆ “誰一人取り残さない”持続可能な「地域」と「福祉」をめざし、→ SDGs との連動
- ◆ みんなが“ともに暮らすまち”をつくっていきます。→ 地域共生社会の実現

【計画の位置づけ】

・社会福祉法に基づく「地域福祉計画」(※)と地域福祉推進機関である堺市社会福祉協議会(社協)が重点的に取り組む事項を定める「堺市社協地域福祉総合推進計画」を一体的に策定

(※)健康福祉の分野別計画の基盤となる事項や共通して取り組む事項と、地域福祉を推進するうえで重点的に取り組む事項を策定

・成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見制度利用促進支援計画」、再犯防止推進法に基づく「再犯防止推進計画」を包含し、地域福祉と連動させて推進

【計画の期間】令和2年度～7年度の6年間の計画
必要に応じて中間見直しを実施

【計画の策定方法】計画推進懇話会等での意見交換、アンケート調査、関係団体・機関への意見聴取、パブリックコメント等を通じて、多くの人々意見を反映

【計画の推進体制と進行管理・評価】PDCAサイクルを活用し、懇話会等で実施内容、プロセス、成果・課題等の検証を毎年行いながら、各分野別計画を通じて推進

第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

統計データ、計画に基づく取組、法律や制度などの動向をふまえて、市民、福祉活動団体、関係機関に対するアンケート調査を実施し、検討すべき課題を整理

- 課題①: 情報を的確に伝えるしくみづくりと取組の推進
- 課題②: 身近な相談窓口と支援につなぐ取組
- 課題③: 区を基盤とした包括的な相談支援を解決のしくみづくりの推進
- 課題④: 地域でのつながりづくりと参加しやすい場づくり
- 課題⑤: 地域福祉の活動・サービスの担い手づくり
- 課題⑥: 災害への備えや支援のしくみづくり
- 課題⑦: 判断能力が十分でない人の権利擁護を支援する取組の推進
- 課題⑧: 犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組の推進

第3章 計画の推進目標 (市、社協、市民・団体、事業者・企業などの多様な主体が参加、協働して地域福祉を推進するうえでの共通の目標)

計画の推進方針

【取組の理念】 “ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、わたしたちの“参加と協働”でつくる

【取組の視点】(すべての活動や事業で重視すること) ① 人権を尊重し、共生をすすめる ② “自分らしい”生活を、包括的に支える
③ 多様な人や組織が参加、協働する ④ 必要な情報を必要な人に的確に伝える

【役割分担と協働の考え方】 ① 市 ② 社協 ③ 市民・団体 ④ 事業者・企業

【エリアごとの取組と連携】 ① 自治会等のエリア ② 小学校区 ③ 日常生活圏域 ④ 区 ⑤ 堺市全域

取組の基本目標

(さまざまな活動や事業を体系的、計画的にすすめるうえでの目標(取組の柱))

- ① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します
- ② “ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます
- ③ すべての人の権利擁護を支えます
- ④ 安心で、生活しやすい環境をつくります

第4章 市が重点的に取り組む施策 (→ は市の取組の主な内容)

基本目標 ① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

- 1) 包括的な相談支援の充実と人材育成 → 区保健福祉総合センターでの支援や連携の充実
- 2) 複雑、多様な課題に対応する相談支援の充実 → 協働や身近な相談の充実、多様なニーズへの対応
- 3) 一人ひとりの「気づき」を高める取組の推進 → 情報発信と情報取得への支援

重点施策【2】 更生支援の推進

- 1) 更生支援の取組への理解の推進 → 更生支援の必要性の周知、民間への支援
- 2) 社会復帰をすすめるための連携と支援の推進 → ネットワークの構築、支援の推進

基本目標 ② “ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

重点施策【3】 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

- 1) つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進 → 多様なつながりや活動の推進
- 2) つながりや支えあいを支援する体制の充実 → 支援体制の充実、支え手の発掘・育成、福祉学習
- 3) 多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進 → 法人や事業者、他分野との連携、有償活動

基本目標 ③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策【4】 権利擁護の推進

- 1) 権利擁護支援体制の強化 → ネットワークの構築、中核機関の設置、地域での相談支援の充実
- 2) 権利侵害や虐待等の防止と解決に向けた取組の充実 → 防止の啓発、連携、積極的な権利擁護
- 3) 成年後見制度の利用促進と支援体制の充実 → 広報・啓発、相談や利用支援、後見人への支援

基本目標 ④ 安心で、生活しやすい環境をつくります

重点施策【5】 災害への備えや支援のしくみづくり

- 1) 災害時の支援が必要な人とのつながりと支援体制づくり → 避難行動要支援者の把握や支援
- 2) 支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進 → 避難所運営、物資等の確保

第6次堺市社協地域福祉総合推進計画

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

- (1) 包括的な相談支援体制に対応する機能を構築します
- (2) さまざまな“困りごと”に対する相談支援を行い、暮らしをまもります

取り組む方向性 2 つながりをつくる

- (1) 多様な居場所づくりや活動、活動者や理解者を広げるよう支援します
- (2) 地域での活動を支援し、人と人のつながりをつくります
- (3) ボランティア・市民活動の総合的な支援と強化を図ります
- (4) 多様な主体による地域貢献活動を促進します
- (5) 災害ボランティアセンターを中核とした災害復旧・復興活動をすすめます

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

サービス・活動の開発、事業化・施策化
地域福祉人材と活動の創出

社協の取り組み

社協の基盤強化 組織力/専門性

人材、財源、事業計画、広報等の充実
地域福祉推進機関としての専門性

市民・団体、事業者・企業などのさまざまな主体の参加・協働